

別紙 2

川俣町子育てコミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

令和 7 年 9 月 19 日

条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、川俣町子育てコミュニティセンター（以下「子育てコミュニティセンター」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 人口減少社会にあっても持続可能な活力ある地域社会の創出と、住民みんなが助け合いながら自分らしく生きるまち、子どもから高齢者まで元気で安心して暮らしていくまちづくりの実現を目的に、住民が主体となって、子育て支援を中心に、つながり合い支え合う活動を推進していくため、子育てコミュニティセンターを設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
川俣町子育てコミュニティセンター	川俣町字五百田 21 番地

2 子育てコミュニティセンターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(施設)

第 4 条 子育てコミュニティセンターに設置する施設は、次のとおりとする。

- (1) 預かり室
- (2) キッチン・食堂
- (3) 多目的室
- (4) コワーキングスペース
- (5) 事務室

(事業)

第 5 条 子育てコミュニティセンターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) ファミリーサポートセンター事業に関すること。
- (2) 多様な働き方の推進に関すること。
- (3) 施設の利用の促進に関すること。
- (4) 子育てコミュニティセンターの情報の発信に関すること。
- (5) その他施設の設置目的を達成するために必要なこと。

(使用の許可)

第 6 条 第 4 条第 2 号から第 4 号に定める施設については、町長は、前条に掲げる事業を行おうとする者に使用させることができる。

2 前項の施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

3 町長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(使用の制限)

第7条 町長は、施設を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可してはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害する恐れがあるとき。

(2) 施設及び設備を損傷し、汚損し、又は滅失する恐れがあるとき。

(3) その他、管理上適当でないと認めるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 第6条第2項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の取り消し等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第2項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは同条第3項の条件を変更し、又は使用の中止若しくは施設からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(3) 第6条第3項の許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第7条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定による使用の許可の取り消し等によって生じた損害については、町はその賠償の責を負わない。

(使用料)

第10条 施設の使用者は、施設の使用にかかる料金（以下「使用料」という。）を納めなければならない。

2 使用料は別表に定める額とする。

3 使用料は、別に町長が定める方法により納めなければならない。

(使用料の還付)

第11条 既に納入された使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により使用ができないと認められるとき、又は町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第12条 町長は、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 子育てコミュニティセンターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定する者（以下「指定

管理者」という。)に、子育てコミュニティセンターの管理を行わせることができる。

- 2 第6条から第11条の規定は、前項の規定に基づき、子育てコミュニティセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において準用する。この場合において、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条第2項中「定める額」とあるのは「定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得た額」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(指定の手続)

第14条 子育てコミュニティセンターの指定管理者の指定に関する手続等については、この条例及び川俣町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年川俣町条例第28号。以下「指定管理者条例」という。)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲等)

第15条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第5条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 子育てコミュニティセンターの維持管理に関する業務
- (3) 施設の使用の許可、取消し、制限及び停止に関する業務
- (4) 利用料金の徴収又は返還に関する業務
- (5) 前号に掲げるもののほか、設置目的達成のために必要な業務

(管理の基準)

第16条 指定管理者は、次に掲げる基準により、子育てコミュニティセンターの管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例及びその他の関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な施設運営を行うこと。
- (2) 使用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (3) 施設の効用を安定して、最大限に發揮することができるよう維持管理を行うこと。
- (4) 施設の維持管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(個人情報の保護)

第17条 指定管理者は、指定管理者条例第7条の規定を遵守し、かつ、業務の遂行上知り得た個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものという。)その他情報を適切に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(利用料金)

第18条 町長は、第13条の規定により指定管理者に子育てコミュニティセンターの管理を行わせる場合は、第10条第2項に定める利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

(指定管理者の指定の取り消し)

第19条 町長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者条例第3条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する町長の指示に従わないとき。
- (2) 第16条各号に掲げる管理の基準を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

(原状回復)

第20条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第9条の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに自己の責任においてこれを原状に回復しなければならない。

- 2 前項の規定による原状回復に要する費用は、使用者の負担とする。
- 3 使用者は、第1項に規定する原状回復を行ったときは、その旨を町長へ届け出て、その検査を受けなければならない。

(損害の賠償)

第21条 故意又は過失により子育てコミュニティセンターの施設、設備及び備品等を汚損し、又は損傷し並びに滅失した者は、町長の指示するところにより、その損害を賠償しなければならない。なお、使用者がこれを原状に回復したときはこの限りではない。

- 2 前項の場合において、その理由が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、町長はその賠償責任の全部又は一部を免ずることができる。
- 3 使用者の自動車等の所有物の盗難、毀損、接触又は衝突によって生じた損害及びその他災害等によって生じた損害については、町長は賠償の責を負わない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、子育てコミュニティセンターの管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

施設使用料（1時間当たり）

区分	使用料
キッチン・食堂	500円
多目的室1	300円
多目的室2	300円
コワーキングスペース ※1席あたり	100円